

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人はタクシー乗務員として業務に従事していたが、泥酔した乗客から運転中にいきなり左後頭部を2度蹴られ負傷した。負傷後、○病院を受診し「環軸椎亜脱臼、頭部打撲、頭部外傷2型、頸椎捻挫」と診断され、3週間の入院加療を行った。退院後、転院して加療を続けたが、担当医よりPTSDの症状があるため痛みの治療と並行して精神治療をした方がよいと言われ、○神経科医院を受診し「心的外傷後ストレス障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件疾病は、業務災害での負傷が原因となって発症したものであり、業務上の疾病と認められるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成○年○月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

本件業務災害における負傷については「重度の病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

負傷の程度は生死が危ぶまれるものではなく、手術も行っていないこと等から、心理的負荷の強度について「Ⅱ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

加害者との賠償交渉において、十分な職場の支援及び協力があったとはいえないが、業務災害での負傷に関する治療費及び休業補償は事業場を通じて労災請求がなされていることから、事業主が事故後の対応を怠っていたとまでは認められないことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

「重度の病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。負傷の程度は生死が危ぶまれるものではなく、手術も行っていないこと等から、心理的負荷の強度について「Ⅱ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

加害者との賠償交渉において、十分な職場の支援及び協力があったとはいえないが、業務災害での負傷に関する治療費及び休業補償は事業場を通じて労災請求がなされていることから、事業主が事故後の対応を怠っていたとまでは認められないことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。